

空き家の改修経費を補助します

(空き家バンク登録物件改修事業補助金)

■補助対象者

空き家バンクに登録して売買又は賃貸借契約を締結した
一戸建ての空き家所有者等又は賃借人

※空き家バンク利用希望申込書（見学の際に提出）が必須

※賃貸借の場合、補助金の交付を受けた日から引き続き

5年以上、当該空き家を空き家バンクに登録する意思

のある方又は当該空き家に居住する意思のある方

（市税を滞納している方を除く）

■補助要件

(1)申請日が契約締結日から起算して6か月を経過していないこと。

(2)施工業者による改修工事であること。

(3)申請日の属する年度内に改修工事が完了すること。

■対象経費

内装、屋根のふき替え、外壁、水廻り工事など

※外構工事、家電製品の購入、浄化槽設置等は対象となりません。

■補助率及び上限額

対象経費の3分の2以内で上限30万円

※売買契約を締結し、居住する **U・Iターン者**又は **40歳未満**
上限50万円

※売買契約を締結し、居住する **U・Iターン者かつ40歳未満**
上限100万円

「U・Iターン者」

現に浜田市に住所のない方で市外に5年以上住所を有している方又は
浜田市に**転入されて3年以内(※)**でそれまでの間、市外に5年以上住所を
有していた方 ※本事業におけるU・Iターン者の定義

■その他

・補助申請は申請者1人当たり1回及び1物件当たり
1回のみとなります。

・契約の相手方が3親等内の場合は補助の対象となりません。

・申請書は浜田市ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
浜田市 定住関係人口推進課 移住定住係
TEL: 0855-25-9511 (直通)

浜田市ホームページ

浜田市 空き家バンク 改修 検索

または右のQRコードを
お読み取りください。



手続きの流れ

